

令和 8 年度第 1 回茅ヶ崎市行政不服審査会会議録

議 題	1 会長の選出及び会長職務代理者の指名について 2 固定資産税及び都市計画税賦課決定処分取消請求事件について（令和 8 年度諮問第 1 号） 3 軽自動車税賦課決定処分取消請求事件について（令和 8 年度諮問第 2 号）
日 時	令和 8 年 8 月 2 8 日（金） 1 4 時 3 0 分から 1 6 時 0 0 分まで
場 所	市役所本庁舎 6 階 理事者控室
出席者氏名	委員 金井委員（会長）、佐藤委員、高木委員 事務局 行政総務課 石井課長、末永課長補佐、横山課長補佐、 菅井副主査、福島主任、遊作会計年度任用職員
会議の公開・非公開	公開（議題 1）、非公開（議題 2、議題 3）
非公開の理由	1 特定の個人を識別する情報を取り扱うため。 2 調査審議の公平・中立性を確保する必要があるため。
傍聴者数	0 名

1 会長の選出及び会長職務代理者の指名について

○事務局（石井課長）

これより令和8年度第1回茅ヶ崎市行政不服審査会を開催いたします。

本日は委嘱後最初の会議となりますので、まず事務局職員の紹介をさせていただきます。

私は行政総務課長の石井と申します。続きまして課長補佐の横山でございます。同じく課長補佐の末永でございます。続きまして担当の福島でございます。同じく担当の遊作でございます。同じく担当の菅井でございます。

続きまして事務局より、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。紹介は名簿の順でご紹介をさせていただきます。

まず、金井恵里可委員でございます。続きまして佐藤元委員でございます。続きまして、高木大門委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本審査会の開催状況につきましてご報告をいたします。

資料は「茅ヶ崎市行政不服審査会の開催状況」をご覧ください。

本審査会は平成28年の改正行政不服審査法の施行に伴い、同年6月に初めて審査会を開催して以降、28年度は諮問が9件、審査会を4件、答申を1件。29年度は審査会を8件、答申を8件、30年度は諮問が1件、審査会を4件、答申を1件行いました。その後、令和元年度から5年度まで諮問はなく、6年度に諮問が2件、7年度に諮問が1件あり、7年度に審査会を5回開催し、答申を3件行っております。以上が本審査会の開催状況でございます。

それでは議題1で会長を選出していただきますが、会長が選出されるまで、仮議長に議事の進行をしていただきたいと思います。仮議長につきましては、名簿順で金井委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○金井会長

それでは、会長が選出されるまで、議事の進行をさせていただきます。はじめに、本審査会の運営について、市での取り決め等について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（横山課長補佐）

茅ヶ崎市行政不服審査会の運営についてという資料に基づきまして、事務局より、本市における附属機関の会議の運営についてご説明いたします。本市における附属機関の会議の運営につきましては、茅ヶ崎市情報公開条例及び茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱に定めがあります。

まず、会議の公開・非公開につきましては、茅ヶ崎市情報公開条例第20条に規定されているように、原則公開となりますが、但し書以下に該当するときは、非公開となります。非公開の判断につい

ては、一義的には実施機関で決定しますが、同条第3号のような状況がある場合は、要綱第5条に基づき附属機関が会議に諮って決定することとなっております。この情報公開条例の規定に基づきまして本日の会議につきましては、議題1は但し書以下の事項に該当しないため会議は公開とし、議題2及び議題3は個人の審査請求に関する事案の審査のため、同条第2号に該当し非公開になるものと考えております。

なお、公開である議題等がある場合は要綱第6条に基づき会議が傍聴できることとなっておりますが、本日傍聴者はいらっしゃいません。

次に会議結果の公表ですが、要綱第17条に基づき、会議結果の概要を会議終了後2日以内に公表いたします。

公開の会議につきましては、要綱第18条第1項に規定があるように議事録を作成し、会議資料とともに会議終了後45日以内に公表することとなっております。また会議が非公開とされた場合、同条第4項により議事録に代えて議題及び議事要旨を公表いたします。

議事録の作成方法につきましては、同条第3項に規定がありますが附属機関で決定するものとしております。本市における議事録の作成方法といたしましては、原則、発言内容がわかる摘録とし発言者の名前は〇〇委員という皆様の名字で記載をさせていただきます。また議事録の作成につきましては事務局で作成いたしまして、各委員に内容をご確認いただいております。

説明は以上でございます。

○金井会長

ただいま事務局からご説明いただきました、本審議会の運営については、事務局からご説明の通り、市の条例要綱に基づく取り扱いとすることよろしいでしょうか。

(一同承認)

○金井会長

それでは、市が定めているとおりに行うことにいたします。

次に、議題1会長及び会長職務代理者の選出についてを議題にいたします。

会長の選出方法ですが市の行政不服審査条例第10条第1項では委員の互選となっております。

自薦または他薦等がありますでしょうか。

○高木委員

金井委員を会長に推薦いたします。

(一同承認)

○金井会長

ただいま私に会長をというご意見がございました。

それではお諮りいたします。

私が会長をお引き受けするということでよろしいでしょうか。

(一同承認)

○金井会長

異議なしと認めます。

それでは引き続き議長として議事を進めます。

改めましてただいまご指名をいただきました金井でございます。今任期中の会長を務めさせていただきますので皆様のご協力をお願いいたします。

続きまして会長職務代理者の選出についてですが、市の行政不服審査条例第10条第3項であらかじめ会長が指名する委員となっております。

高木委員に会長職務代理者をお願いしたいと思いますよろしくお願いします。

○佐藤委員

異議なし。

○金井会長

それでは高木委員、よろしくお願いします。

2 固定資産税及び都市計画税賦課決定処分取消請求事件について

(令和8年度諮問第1号)

(1) 委員間で、事件に関する事実の把握を行うとともに、意見交換を行った。

答申書について字句を整理した上、確定することとした。

3 軽自動車税賦課決定処分取消請求事件について (令和8年度諮問第2号)

(1) 委員間で、事件に関する事実の把握を行うとともに、意見交換を行った。

答申書について字句を整理した上、確定することとした。